

〔別紙1〕起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果
(関連ページ) 6、8、27～36 ページ

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1(1-1) 住宅密集地等における火災による死傷者の発生

区内には木造住宅密集地域が6割を占めており、「災害で一人の犠牲者も出さない安全・安心のまちづくり」を実現するため、火災の延焼防止対策を講じる必要がある。

従来から実施する防災まちづくり施策に加え、都が実施する「木密地域不燃化10年プロジェクト」における不燃化特区制度の積極的な活用を図る必要がある。

区を真に災害に強いまちにしていくためには、現在進められている再開発など、地域の防災性強化の核となる街づくりを推進するとともに、道路や公園の整備を促進し、都市構造全体の防災性を高めていくことが緊急かつ重要な課題である。

火災危険度4又は5の町丁目数(地震に関する地域危険度測定調査(平成25年9月 東京都))の減少に向けた施策等の推進を図る必要がある。

2(1-2) 建物等の複合的・大規模倒壊による死傷者の発生

大規模地震による倒壊等のおそれがある建物について、耐震補強工事、耐震建替え工事を行う区民等を支援することで、建物の耐震性を向上する必要がある。また、大規模地震時に被害を受けやすい電柱の地中化を促進する必要がある。

切迫性が指摘されている首都直下地震から区民等の生命及び財産を守るため、荒川区耐震改修促進計画に基づき、区内の住宅やその他建物の耐震化を促進する必要がある。

木造住宅が密集し、オープンスペースが不足している市街地を再開発することで、耐震性の高い建物と道路、公園、広場等を総合的に整備し、災害に強い安全で快適な市街地の形成を図る必要がある。

建物倒壊危険度4又は5の町丁目数(地震に関する地域危険度測定調査(平成25年9月 東京都))の減少に向けた施策等の推進を図る必要がある。

3(1-3) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の洪水(浸水)

区は、東西に長く北東部をう回して隅田川が流れているため、災害時の堤防護岸崩壊による洪水被害等に対しても、十分な対応措置を講ずる必要がある。

発災時において、洪水被害等の発生、又は発生のおそれが生じた場合、その被害の軽減を図るため、関係機関と連携してすみやかに水防態勢を確立することが重要である。

浸水想定区域を事前に区民等へ周知することは、区民等の危機管理意識の向上や自主避難態勢の確立など、洪水被害等の軽減に極めて有効であり、引き続き周知に努めていく必要がある。

4 (1 - 4) 情報伝達の不備、区民同士の助け合い・連携の災害対応力不足等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

災害時には、災害の状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関が連携して組織的に活動するとともに、適切な情報を区民等に伝える必要がある。

発災直後、行政による救出救護体制の整わない状況下においては、地域の助け合いが重要であり、「わがまちはわが手で守る」という自主防災意識と隣近所での助け合い精神を基本に、区、防災区民組織、区民等が協力し、要配慮者等の避難援助体制を推進する必要がある。

区の各部課がより密接に連携し、互いが補完しあいながら効率的に活動できる体制を確保することにより、災害時の情報収集や応急活動態勢等の充実、強化を図る必要がある。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

5 (2 - 1) 被災地での食料・飲料水等の供給不足（帰宅困難者を含む）

他市町村や民間団体等とあらかじめ協定を締結し、災害時における食料等の確保に万全を期しておく必要がある。

要配慮者等を考慮した備蓄品目の充実を図るとともに、福祉避難所となる福祉施設においては、避難者の特性に応じて必要となる品目を確保する必要がある。

物資の分散配備を推進するため、避難所や活動拠点となる区有施設及び今後建設する区有施設へのミニ備蓄倉庫の設置について、検討を行う必要がある。

避難所では、区外からの通勤・通学者や外出中に帰宅困難となった者も受入れ対象となることから、これらの避難者に対しても、帰宅するまでの一時的な滞在期間中は、地域住民と同様、物資や滞在スペース等を公平に提供する必要がある。

6 (2 - 2) 被災等による救助・救急、医療活動等の絶対的不足

災害時には、救助・救急事象が同時多発することに加え、道路等の損壊によって、消防署等による組織的な応急活動が実施できなくなることも予想される。このため、地域ぐるみの防災協力体制の整備や地域コミュニティの活性化、防災訓練の促進・充実、応急手当の普及促進など、災害から地域社会を守っていくことを目的とした対策を推進し、地域における防災連携体制の確立を図る必要がある。

医療活動等の専門分野での活動を行う専門ボランティアの確保に当たり、資格を保持する者の把握については、平時から区と関係機関が連携し、荒川区社会福祉協議会が運営するボランティア登録を活用するなど、災害時に利用できるよう情報を整備する必要がある。

7 (2 - 3) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

平時からの予防接種の促進や手洗い、咳エチケットの励行など、感染症発生予防のための健康指導を行うとともに、ポスターの掲示、チラシの配布、拡声機の使用等により感染症予防宣伝を実施する必要がある。

被災区民の健康調査を行い、患者の早期発見に努め、被災地の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて、応急治療、感染拡大防止等を行う必要がある。

感染症患者の発生時は、感染症指定医療機関等と連携し、必要病床数を確保するとともに、患者移送車の確保を行い、入院の必要がある当該患者について入院の勧告を行う必要がある。

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

8 (3 - 1) 被災等による治安の悪化

被災等による治安の悪化を防ぐためには、区民一人ひとりが防犯知識を習得し、防犯意識を高めることにより、日常生活の中で犯罪にあわないための取組を実践していくことが重要である。

災害時には、様々な社会的混乱等の発生が予測されるため、警察署や防災区民組織等と連携・協力し、区民等の生命の安全確保、各種犯罪の予防、取締り等について万全を期する必要がある。

9 (3 - 2) 区職員・公共施設等の被災等による機能の大幅な低下

少人数の災害対策本部職員でも必要な業務や活動を行えるよう、区職員は、平時から危機管理意識及び災害対策についての実践能力の維持・向上に努める必要がある。また、被災者台帳の作成、り災証明の発行、避難所設置情報、避難者の入退所情報、死者・行方不明者情報、仮設住宅管理等を処理するシステムの導入など、ICTを活用した業務の効率化を図る必要がある。

災害時における応急活動以外の区の行政サービスについても、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が通常どおりに最短で提供できるよう、全庁的な組織による検討を行う必要がある。

区有施設の耐震化は概ね完了しているものの、災害時に避難所となる施設を中心に計画的な点検・改修を行う必要がある。

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

10(4-1) 大規模自然災害等発生後に必要な情報が伝達されない

発災後、必要な情報を確実に伝達するため、防災行政無線や文書回付、伝令など、複数の伝達手段を確保する必要がある。

テレビやラジオ放送が中断した際にも情報が提供できるよう、あらかじめ、町会や自治会、地域包括支援センター、ケアマネージャー、介護事業者及び東京都外国人災害時情報センター等との情報伝達に関する連携・協力体制を構築する必要がある。

学校(園)、高齢者施設、障がい者施設等ごとに担当者を定め、情報、指令の伝達について万全を期する必要がある。また、園児や児童、高齢者、障がい者等の避難場所等への移動が必要となる場合に備え、家族等への伝達方法を事前に講じる必要がある。

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

11(5-1) 経済活動(サプライチェーンを含む)への甚大な影響の発生

物流ルートを確実に確保するため、輸送基盤の整備を着実に進める必要がある。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関と十分に連携・協力する必要がある。

企業の事業再開に対する支援策として、再建までの一時的な事業スペースの確保支援、施設の再建のための金融支援、取引等のあっせん、物流の安定など、すみやかな再建に向けての総合的な対策を展開する必要がある。

バックアップのシステムやオフィスの確保、即応した要員の確保、迅速な安否確認など、災害時に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するため、企業のBCP(緊急時企業存続計画又は事業継続計画)への取組を支援する必要がある。

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

12(6-1) 電気、ガス、上下水道等の供給・機能停止

発災により、都市生活の基幹をなす電気、ガス、上下水道等のライフラインが被災した場合は、都市機能が混乱し、区民等に与える影響は極めて大きい。このため、区及び関係機関においてそれぞれの活動態勢を確立した上で相互に連携・協力し、各施設の応急対策や区民等への対応等を迅速に実施する必要がある。

ライフラインの途絶により発生する被害を抑え、人身の安全等を確保するため、民間団体等とあらかじめ協定を締結するとともに、防災区民組織等との連携・協力体制を構築する必要がある。

1 3 (6 - 2) 交通ネットワークの機能停止

災害時に避難道路や緊急輸送路となるなど、都市基盤施設として、重要な役割を果たす都市計画道路等の整備を進めていく必要がある。

災害時の緊急輸送を円滑に行うため、道路障害物の除去、輸送車両及び緊急輸送ネットワークの確保等を迅速に行う必要がある。

災害時には、様々な交通の混乱等の発生が予測される。このため、各道路管理者や警察署、都交通局、民間団体等と連携・協力し、区民等の生命の安全確保、交通秩序の維持等について万全を期する必要がある。

7 制御不能な二次災害等を発生させない

1 4 (7 - 1) 大規模火災による二次災害の発生

火災等による被害を未然に防止し、又は最小限にとどめるためには、平時における防災訓練等の実施により、区、関係機関及び区民等がとるべき防災活動を実践し、防災対策を習熟するとともに、防災区民組織や各家庭、学校、事業所等の防災意識の高揚を図ることが重要である。

二次災害である火災発生防止のため、建物の所有者、管理者に対し、消火器や防火用水を配備するなど、初期消火活動に万全を期する必要がある。

同時多発的かつ広範の火災の発生に迅速に対応し、延焼防止を図るため、永久水利施設の整備等を推進する必要がある。

1 5 (7 - 2) 建物倒壊等による二次災害の発生

地震は、時期や時間帯を問わず発生するため、区、関係機関及び防災区民組織等が様々な条件下における防災訓練等を実施するとともに、区民一人ひとりが「自らの身の安全は自らが守る」という観点に立つことが重要である。

地震発生時において、特定緊急輸送道路沿道建築物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、広域的な避難路及び輸送路を確保するため、耐震診断、耐震補強設計及び耐震補強工事を通じて、当該沿道建築物の耐震化を推進していく必要がある。

迅速かつ確実な応急危険度判定活動が実施できるよう、模擬訓練等により、荒川区応急危険度判定員会の体制を強化するとともに、平時から会員の技術の向上を図り、余震等による建物倒壊や損壊等の二次災害を防止し、区民等の安全確保を図る必要がある。

区は、沖積低地(地震の揺れを増幅し、液状化が発生しやすい地盤)が多いため、液状化等の地盤対策を講じる必要がある。

災害時に多数の被害が予想されているエレベーターの閉じ込めを防ぐため、区有施設及び民間建物におけるエレベーターの耐震改修等を実施する必要がある。

16(7-3) 風評被害等による区政等への甚大な影響

災害時に区民等の安全と生活を守るためには、災害の状況を迅速かつ的確に把握し、その状況を分析した上で、早急に対策を講じるとともに、区民等に対し適切な情報を提供し、不安や混乱を解消していく必要がある。

災害時において、区内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報及び情報発信経路をシミュレーションしておく必要がある。

17(7-4) 避難所、プレハブ生活でのエコノミー症候群や精神的な苦痛

避難所における避難者の安全かつ健康的な生活を確保するため、区、区民及び関係機関等は、「荒川区避難所運営基準」に従い、連携して訓練等を実施し、災害時に円滑な避難所運営が行える体制を整備する必要がある。

平時から、区、区民、学校等を主な構成員とする「避難所運営委員会」を各避難所に設置するとともに、使用する施設の構造や地域性を踏まえた「避難所運営マニュアル」を策定し、あらかじめ避難所の運営基準や運営方法を定めておく必要がある。

避難所では、急激な生活環境の変化や大人数による集団生活の中で、プライバシーや防犯、安全等の面から、弱い立場となる可能性の高い女性、妊産婦、乳幼児、子ども、高齢者、障がい者、疾病患者、外国人等が不安なく避難生活を送れるよう、これらの避難者の視点に立った避難所運営に努める必要がある。

18(7-5) 住宅供給困難な状態が継続することによる長期にわたる避難所生活

住宅の復興を迅速かつ円滑に行うため、自力による復興を基本とし、必要に応じて、都と連携・協力しながら、「応急的な住宅の確保」、「自力再建への支援」及び「公的住宅の供給」を推進する必要がある。

長期にわたる避難所生活を避けるためには、住宅における電気、ガス、上下水道等のライフラインの早期復旧が必要不可欠であり、関係機関との連携・協力体制を構築する必要がある。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

19(8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

すみやかに災害ごみの処理を行えるよう、23区が設置する(仮称)特別区災害廃棄物処理初動対策本部等との連絡を密に行い、当該ごみ発生量の把握、処理計画の立案、実施体制の確保に努め、ごみ処理に万全を期する必要がある。

し尿対策として、下水管等へ直接投入するマンホール型仮設トイレを整備する必要がある。また、し尿収集車両や必要な機材を確保するため、他市町村との相互応援協定や業者・団体等との協力協定を締結する必要がある。

がれきを適正、円滑に処理するとともに、最終処分量の削減を図るため、関係機関と密接な連絡を取り、仮置場の適正配置及び計画的な管理、搬入・搬出を通じて、分別を徹底し、できる限り再利用する必要がある。

20(8-2) 人材(専門家、コーディネーター、労働者等)の不足による復旧・復興の大幅な遅れ

交流都市、関係機関及び民間団体等と災害時における相互応援協定を締結し、平時から相互に必要な資料、情報の交換等を行うとともに、当該協定の具体的な運用について協議し、人員が不足する業務(災害時の避難所運営、応急危険度判定、家屋被害状況調査、り災証明、被災者への保健栄養指導、心のケア等の応急業務や介護福祉、保育等)の円滑な実施体制を整備する必要がある。

災害時において、区の果たし得る能力には限界があり、多くの被災者に対しきめ細かな援助を行うためにはボランティアの協力が不可欠である。このため、ボランティアがその能力を十分に発揮し、効果的なボランティア活動を行えるよう努める必要がある。

21(8-3) 地域コミュニティの崩壊等による復旧・復興の大幅な遅れ

防災区民組織、事業所、ボランティア等の防災連携体制の確立を図るため、町会、自治会等の地域コミュニティの活性化対策を講じるとともに、防災訓練等への積極的な参加を区民等に呼びかけ、地域における防災行動力の強化を図る必要がある。

災害時における女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等への対応力を向上するとともに、思いやりや寛容さのある地域づくりを進めるため、コミュニティ強化に係る支援等の取組を充実する必要がある。

復興まちづくりを進めるためには、住民との連携が重要となることから、発災前の平時において、復興まちづくりを考える地元協議会組織等を立上げ、本協議会の中で将来のまちづくり構想等の話し合いを進める必要がある。